

# 議会だより



3年ぶりに開催された、さわやか中島杯ソフトボール大会（村改善センター）

◇一般質問 .....	2~4	◇委員会報告 .....	7~8
◇審議内容 .....	4~6	◇請願陳情 .....	8
◇議員発議 .....	6	◇議会のうごき・編集後記 .....	8

# 平成25年 第1回定例会

平成二十五年第一回定例会は、三月五日から十五日までの十一日間の会期で開かれました。

本定例会では、二名の議員が一般質問を行い、村長等の考えを質しました。

村長より条例改正案七件、条例制定案七件、規約の変更案一件、平成二十四年度補正予算案七件、平成二十五年度予算案八件の合計三十議案が提出され、慎重に審議した結果、全議案原案のとおり可決されました。

また議員発議による条例制定案一件、条例等改正案二件、意見書案二件が提出され、原案のとおり可決されました。

## 一般質問



藤田利春議員

### 農業振興について

#### ◆藤田利春議員

第一次構造改善事業、営圃場整備事業の完成から四十五年以上が経過し、水路、用排水ゲートの老朽化が進んでいるが、用水のパイプラインの設置等、近代的な施設にする考えはあるのか。

また混住化した地域での水田が土側溝の現状にあるが、水害、排水対策に対しての考えは。いまだに排水路をせき止め、用水として

使用している現状を村はどのように考えているのか伺いたい。

#### ◎村長

第一次構造改善事業、営圃場整備事業に係る施設の土側溝や用排水対策の質問であるが、いずれも村土地改良区が所管する事業であることから、村長という立場での答弁を控えたい。村長として農業の振興という観点に立てばまずは土地改良区という組織の中で提言され、その中で十分協議を尽くして改善のほうに持っていければということでご理解願いたい。

#### ◆藤田利春議員

予算を獲得するために改良区が手を挙げるのか、村が挙げるのか。今までも第一次構造改善事業が始まったときは村が主体でやり、それから改良区というふうな経緯がある、その点について。また予算成立後どちら

が手を挙げるのか伺いたい。

#### ◎村長

大きな事業については村が手を挙げるときもあるが維持管理、側溝の整備とかそういったことは改良区で対応していただき、住居者に大きな負担がかかるようなときには村から改良区補助金として補助するような形でやっていきたい。

#### ◆藤田利春議員

今後、改良区の予算が少ない状況の中で大きな事業の場合、難しい状況となる。これは村の施策として改良区とタイアップしながらやっていくべきと考えるが。

#### ◎村長

大きな事業になると改良区の職員一人では対応できない。そういったときには村もお手伝いする形になる。ただ予算的には、改良区から要請があつて村が補助金を付けるという方向でいきたい。

#### ◆藤田利春議員

混住化社会の排水対策を含めてどういった対策を村として考えているのか。

#### ◎村長

改良区の事業でなければ村としてもそういった要望に対応していきたい。

### 徐染対策について

#### ◆藤田利春議員

村仮置き場の設置場所等の進捗状況はどの程度進んでいるのか。また規模としてどのくらいの用地が必要か、汚染物質の量はどのくらいか。仮置き場の形態はどのように考えているのか。また村の半分近くが放射線量の測定が終わり、その結果除染の必要があると出た件数と今後村の除染計画をどのように進めていくのか伺いたい。

◎村 長

仮置き場設置の現状については、小針、代畑共有林の地権者総会において説明し、調査実施の承諾を得て、今後は案を提示してご理解をいただけるよう説明していききたい。また規模については除染により発生する土壌等の量を約九万立法メートルと推測し、この量を保管するため七ヘクタールの面積が必要と見込んでいる。形態は国のガイドラインに沿った形で実施したい。

次に除染が必要な住宅については、今回九七〇戸測定し、毎時〇・二三マイクロシーベルトを一カ所以上計測した住宅が約二五〇戸あり、屋根、壁を除く宅地内、隣接する山林について実施していききたい。設計積算が完了次第除染業務を発注したい。

◆藤田利春議員

汚染物質を廃棄する土地の面積は、どのような面積

の換算を仮置き場として考えているのか。

◎生活支援対策室長

国のガイドラインに沿った保管方法で、一辺が二〇メートルの正方形の形でフレコンバックを三段積みにし、その周りを汚染されていない土を入れたバックを三列積みその上に土壌を乗せ、遮水シートをかけて雨水等を防ぐようにしたい。

その面積が九〇カ所で約六万六千平方メートルの面積が必要、そのほかに通路等も必要となり、約七万平方メートルとなる。

◆藤田利春議員

九七〇戸中、二五〇戸の中身は部分的なのか、全行程なのか伺いたい。

◎生活支援対策室長

二五〇戸のうち、基準を超えている六五戸については、全面的に除染したい。屋根、壁については線量が

そんなに高くないので、とりあえず庭、雨樋について拭き取りを実施していききたい。



水野谷 博 議員

村の産業振興について

◆水野谷博議員

企業の誘致について、若い世代の村からの流出を防ぎ他町村からの居住を進めるための雇用の創出を村はどのように考え、動いているのか。

ここ数年、年少人口率が

低下傾向にあるがその防止策を伺いたい。また企業誘致のためのインフラ整備が前もって必要ではないのかの考えを伺いたい。

◎村 長

東日本大震災に伴う原発事故により、企業立地においては低調な状況下にあるが県の復興状況を企業経営者に知らせるとともに企業の誘致を図る目的で行われた福島県企業立地セミナーに参加し、本村の状況、交通体系と立地に対する優位性をアピールし景気回復基調と相まって企業立地がされるよう努力していききたい。

そのためインフラ整備を前もって実施すべきとの意見であるが財政負担の観点に立ってできるものについては実施を検討したい。

次に年少人口率の低下防止策については、子育て支援、企業の誘致、教育環境の整備等子育てしやすい、子どもを産みやすい村にすることが課題である。村としても総合的な政策をとりながら積極的に年少人口率の低下防止に努めて参りたい。

◆水野谷博議員

企業誘致についての情報収集等どのような方法でしているのか。また村内の企業との情報交換、企業訪問等はしているのか伺いたい。企業誘致は受け身ではなかなか成立しないので、攻めの気持ちで取り組んで最善の努力をしていただきたいが答弁願いたい。

年少人口率の問題について、結婚しない人がかなり増えているように思うが、各自自治体で集団見合いや合コンみたいな形で出合いの場等を設定している自治体もあるが村としてそういう方策等があれば伺いたい。

◎村 長

企業誘致については、村としても県の出先機関等に出向いて攻めの企業誘致というところで積極的にかかわっていききたい。村内の企業に対する訪問等については、年に最低一回は各企業を訪問し、意見交換等を実施し

ている。

次に未婚の若い人たちの  
出会いの場については、管  
内の市町村が費用を負担し  
合い年に一、二回そういった  
場をつくって結婚の機会  
を与えている。

◆水野谷博議員

企業誘致のインフラ整備  
について、小さいところを  
三つ、四つ入れるぐらいの  
整備は必要と考えるが村の  
考えを伺いたい。

◎村長

財政の硬直化を及ぼさな  
い範囲内で、村としてもで  
きればやっていきたい。

村の基幹産業である  
農業施策について

◆水野谷博議員

TPP 参加による村農業  
の弊害と対策などの考えは  
あるのか。村特産物につな  
がる六次産業化についての

考えは。また高い水準を維  
持している農業所得の低下  
防止策を村はどのように考  
えているのか伺いたい。

次に村では数年に一人ぐ  
らいという農業後継者の育  
成のための施策など考えは  
あるのか伺いたい。

◎村長

TPP 参加となれば農産  
物の関税は段階的であつて  
も撤廃される可能性もあり、  
村の農業への弊害は米、野  
菜、和牛等に及ぶと考えら  
れる。国、県が行う対策事  
業等を慎重に検討し行うべ  
き事業を実施していきたい。

六次産業化の取り組みにつ  
いては、関係団体と連携を  
図りマネジメント力の向上  
に向けての研修、加工品づ  
くり、販売できる環境づく  
り等を進め農業者の所得向  
上を図っていく。また農業  
後継者問題は、担い手とな  
る就農者と意見を交換し農  
協、村がそれぞれ支援でき  
るものを分担しながら後継

者の育成に努めたい。

◆水野谷博議員

六次産業の話は出るが、  
いつまでたっても村として  
の特産物ができない。これ  
から基幹産業で十年、二十  
年やっていく中でそういう  
ものが必要になってくる。  
それが魅力になり活性化に  
つながり、後継者育成にもつ  
ながっていくものと考え  
るが村の考えを伺いたい。

◎村長

高齢化ということでは五年  
後、十年後には、後継者、  
担い手が少なくなることは  
大きな問題であり、村とし  
ても六次産業の推進、後継  
者、担い手の育成に積極的  
に支援していきたい。

審議内容

◆議決された条例等

◇中島村税条例の一部を改  
正する条例

国税通則法等の一部改  
正に伴い、行政手続条例  
の適用除外規定を加える  
改正。

◇中島村暴力団排除条例の  
一部を改正する条例

暴力団員による不当行  
為の防止等に関する法律  
の改正に伴う条項の改正。

◇災害弔慰金の支給等に関  
する条例の一部を改正す  
る条例

災害により死亡した住  
民に係る遺族への弔慰金  
の支給順位を改めるため  
の改正。

◇中島村新型インフルエン  
ザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等  
対策特別措置法の規定に  
基づき、対策本部設置に  
関し必要な事項を定める  
条例。

◇村長等の給与の特例に関  
する条例の一部を改正す  
る条例

給与月額を村長につい  
ては二十％、副村長及び  
教育長については十％、  
それぞれ減額する特例期  
間をさらに一年間延長す  
る改正。

◇矢吹町、泉崎村、中島村  
及び白河市火葬場協議会  
を設ける地方公共団体の  
数の減少及び規約の変更  
火葬場協議会の構成市  
町村から白河市を脱退さ  
せるための規約を変更す  
ることについての改正。

◇中島村指定地域密着型サ  
ービスの事業の人員、設  
備及び運営に関する基準  
を定める条例



介護保険法に基づき、  
題名に関する基準を定め  
る条例。

◇中島村指定地域密着型介  
護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並び  
に指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予  
防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定  
める条例

介護保険法に基づき、  
題名に関する基準を定め  
る条例。

◇中島村道路構造に関する  
技術的基準を定める条例  
道路法に基づき、村道  
を新設又は改築する場合  
における道路の構造の一  
般的、技術的基準を定め  
る条例。

◇中島村道路標識に関する  
基準を定める条例  
道路法に基づき、村道  
に設ける道路の案内標識  
等の寸法に関する事項を  
定める条例。

◇中島村都市公園条例の一  
部を改正する条例  
都市公園の配置及び規  
模に関する技術的基準並  
びに施設の設置基準を新  
たに設けるための改正

◇中島村移動等円滑化のた  
めに必要な特定公園施設  
の設置に関する基準を定  
める条例  
高齢者、障害者等の移  
動等の円滑化の促進に関  
する法律に基づき、題名に  
関する基準を定める条例。

◇中島村道路占用料徴収条  
例の一部を改正する条例  
占用料の見直し及び延  
滞金の徴収規定を新たに  
設けるための改正。

◇中島村村営住宅管理条例  
の一部を改正する条例  
公営住宅法の改正に伴  
い、村営住宅の整備基準、  
収入基準及び入居資格を  
定めるための改正。

◇中島村簡易水道布設工事  
監督者の配置基準及び資  
格基準並びに水道技術管  
理者の資格基準に関する  
条例  
水道法に基づき、水道  
工事等の業務を行う者に  
必要な資格基準等を定め  
る条例。

## 24年度補正予算

◇一般会計補正予算  
(第六号)

既定予算額に6296万  
円を追加し、総額31億50  
73万円と定められました。  
歳入の主なものは、村税  
等に3886万円、国庫支  
出金として2030万円増  
額し、繰入金は2491万  
円が減額計上されました。  
歳出の主なものは、衛生  
費が除染対策事業費等で4  
629万円減額し、教育費  
の学校管理費に中学校校舎  
耐震工事費等で2736万  
円が増額計上されました。

## 翌年度へ繰越されて 実施される事業

- ①福祉センター等除染業務  
委託事業
- ②保育所除染業務委託事業
- ③除染対策事業（住宅）
- ④福島県営農再開支援事業  
（カリ肥料配布）
- ⑤社会資本整備総合交付金  
事業（滑津川原田線）
- ⑥狭あい道路整備等促進事  
業（背戸原地区・川原田  
地区）
- ⑦中島中学校校舎耐震補強  
事業

◇国民健康保険特別会計補  
正予算（第三号）

既定予算額に1921万  
円を追加し、総額6億11  
45万円と定められました。  
歳入の主なものは、繰入金  
の増額。  
歳出は、共同事業拠出金  
の増額他、事業費の確定に  
伴う補正であります。

◇簡易水道特別会計補正予  
算（第三号）

既定予算額から59万円  
を減額し、総額1億361  
5万円と定められました。  
歳入の主なものは、繰入金  
の減額。  
歳出は、事業費の確定に  
伴う補正であります。

◇農業集落排水処理事業特  
別会計補正予算（第四号）

既定予算額から242万  
円を減額し、総額2億27  
50万円と定められました。  
歳入は、下水道使用料等  
を増額し、一般会計からの  
繰入金を減額。  
歳出は、事業費の確定等  
に伴う補正であります。

◇墓地特別会計補正予算  
（第一号）

既定予算額に48万円を  
追加し、総額346万円と  
定められました。  
歳入は、繰越金の確定に  
よる増額。  
歳出は、費用額の確定に  
伴う補正であります。

◇介護保険特別会計補正予算(第三号)

既定予算額に593万円を追加し、総額3億3696万円と定められました。歳入は、国庫支出金等の額の確定に伴う増額。歳出は、事業費等の確定に伴う補正であります。

◇後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

既定予算額に118万円を追加し、総額3309万円と定められました。歳入の主なものは、保険料等の額の確定による増額。歳出は後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の確定等に伴う補正であります。

25年度予算

中島村の平成二十五年度予算は、一般会計予算32億3944万円の前年度と比較して、25・1%の大幅増となりました。

会計名	本年度予算額	前年度予算額	前年度比	
一般会計	32億3944万円	25億8902万円	25.1%	
特別会計	国民健康保険	5億4071万円	5億6222万円	Δ 3.8%
	簡易水道	1億4842万円	1億3362万円	11.1%
	土地造成事業	4560万円	4580万円	Δ 0.4%
	農業集落排水事業	2億5027万円	2億2265万円	12.4%
	墓地	338万円	298万円	13.4%
	介護保険	2億9827万円	2億6797万円	11.3%
	後期高齢者医療	3391万円	3190万円	6.3%
合計	45億6000万円	38億5616万円	18.3%	

また、特別会計を含めた総予算額は45億6000万円、前年度当初予算と比較しますと18・3%増の増額予算となりました。

◇主要施策の概要

- ・総務費：庁舎太陽光発電設備工事、復興祭補助金

※金額は、千円以下を切り捨てて表示しています。

議会発議

◇中島村議会議務活動費の交付に関する条例

提出者 水野谷 博議員

- ・民生費：子ども医療費の助成事業、保育所及び福祉センター等除染委託事業
- ・衛生費：住宅等除染委託事業、各種検診・予防接種事業
- ・農林水産業費：農道改良調査測量設計委託、水田利活用促進事業。
- ・土木費：滑津川原田線改良工事、狭あい道路整備工事
- ・消防費：デジタル対応個別受信機設置事業
- ・教育費：小・中学校施設維持修繕工事、改善センター除染委託事業

地方自治法の改正により、名称を政務活動費に改め、政務活動費に充てることのできる経費の範囲を定めるとともに、使途の透明性の確保に関する規定を追加する条例案が提案どおり可決されました。

◇中島村議会委員会条例の一部を改正する条例

提出者 水野谷 博議員

地方自治法等の改正により、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴う改正案が提案どおり可決されました。

◇中島村議会議規則の一部を改正する規則

提出者 水野谷 博議員

地方自治法の改正により、法の条項を引用している会議規則の条項を改める改正案が提案どおり可決されました。

# 委員会報告

## 議会運営委員会

委員長 円谷哲雄  
 委員 木村秋夫  
 藤田利春  
 折笠三吉



### ◇三月一日委員会

#### ・提出議案について

総務課長より三月定例議会に提出予定案件の概要について説明を受け、今議会で審議することとしました。  
 ・一般質問について  
 今回は、二名の議員より

質問の通告があり、協議の結果質問を許可すべきとしました。

#### ・請願陳情について

今定例会には、二件の陳情有あり、「地方財源の確保を求める意見書の提出の陳情」については総務教育常任委員会へ、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」については産業建設常任委員会へそれぞれ付託することとしました。

#### ・会期及び日程について

会期は、三月五日より十五日までの十一日間としました。

## 総務教育常任委員会

委員長 水野谷博  
 委員 木村秋夫  
 折笠三吉  
 水野谷薫

総務教育常任委員会は、陳情一件の案件について付託を受け、三月五日委員会を開催しその内容について審査しました。



### ◇陳情第一号 地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について

地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減が閣議決定されましたが、地方の厳しい財政状況や福島県においては震災及び原子力災害から着実な復旧・復興を図るためにも一般財源である地方交付税は二十四年度の水準を下回らないよう確保することは重要である。また全国町村議会議長会等地方六団体も国に対し同様の要望をしてい

ること等を踏まえて、本村議会としても同様に対処すべきである。

このようなことから審査の結果「採択」すべきものと決しました。

## 産業建設常任委員会

委員長 藤田利春  
 委員 小室辰雄  
 円谷哲雄  
 鈴木新平



産業建設常任委員会は、陳情一件の案件について付託を受け、三月五日委員会

を開催しその内容について審査しました。

### ◇陳情第二号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

現在の福島県最低賃金は、全国三十一位と低位にあり、この水準では県内の勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものである。また一般労働者の賃金は四月の引き上げに対し、最低賃金の発効日は十月と半年遅れとなっている。このようなことから、最低賃金の引き上げと早期発効の意見書をもって関係機関に働きかけを求めることは、願意妥当との意見の一致を見「採択」すべきものと決しました。



### 議会広報編集委員会

- 委員長 小室辰雄
- 委員 水野谷博
- 木村秋夫
- 鈴木新平

議会広報編集委員会は五月七日に委員会を開催し、議会だより5月号の編集業務を行いました。

### 特別委員会

震災及び原発事故調査特別委員会は、三月一五日委員会を開催し、除染による放射性廃棄物仮置き場設置の早期実現について協議し、除染の徹底と早期実施を図るため村における仮置き場設置の早期実現を村長に口頭で要望内容を伝えました。

### 請願・陳情

本議会に提出された請願・陳情は次のとおり処理されました。

月 日	事 項
2月 27日	・白河地方広域市町村圏整備組合理議会定例会(白河市)
3月 1日	・議会運営委員会 ・全員協議会
5日~15日	・第1回定例議会
5日	・産業建設常任委員会並びに総務教育常任委員会
13日	・中島中学校卒業式
13日	・西白河地方町村議会議長会定例会(白河市)
15日	・平成25年第1回震災及び原発事故調査特別委員会
18日	・中島幼稚園卒園式
22日	・滑津小学校、吉子川小学校卒業式
27日	・白河地方広域市町村圏消防本部「消防指令センター」竣工式
4月 8日	・中島中学校、滑津小学校、吉子川小学校入学式
9日	・中島幼稚園入園式
14日	・小室正光村消防団長叙勲祝賀会
21日	・県消防協会白河支部春季連合検閲(白河市表郷)
27日	・さわやか中島杯ソフトボール大会(改善センター)
28日	・全村一斉クリーンアップ事業
5月 1日	・白河地方広域市町村圏整備組合理議会臨時会(白河市)
7日	・議会広報編集委員会

### 議会のうごき

◆陳情第一号 地方財源の確保を求める意見書の提出を求める陳情

・陳情者 日本労働組合総連合会福島県連合会白河地区連合会議長

鈴木 助

●意見書を次の機関等へ送付  
審議結果 採択

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣

◆陳情第二号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出

・陳情者 日本労働組合総連

合会福島県連合会白河地区連合会議長 鈴木 助  
審議結果 採択

●意見書を次の機関等へ送付  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
福島労働局長

### 編集後記

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から二年が経過しました。本村においても大きな被害をもたらした道路。上下水道等の公共基盤の復旧はほぼ完了したが、放射能汚染問題を抱えている本村はその除染作業と風評被害という課題が残されています。

そんな中、平成二十五年第一回定例議会において当初予算をはじめ補正予算、条例関係等がそれぞれ可決され閉会いたしました。

さて、今年の気象は異常ではないでしょうか。三月下旬に東京では桜の満開が知らされ、本村の小・中学校での入学式も桜の花が咲いているなかで行われました。しかし、四月下旬には低気圧の影響で季節外れの雪となり、積雪の観測は、統計が残る昭和三十六年以降で最も遅い記録となりました。この雪が農家の野菜栽培に影響のない事を願います。

広報編集委員 木村秋夫